

ID: 29

担当部署: 教育部 公民館

処分の概要	許可事項の変更許可		
例 規 名 根 拠 条 項	西東京市公民館設置及び管理等に関する条例施行規則 第17条の2		
例 規 番 号	平成13年教委規則第29号		
【根拠条文】 (許可後の変更等) 第17条の2 使用者は、使用許可を受けた後、公民館の使用を変更するときは、改めて第15条に規定する手続をとるものとする。 2 使用者は、使用許可を受けた後、公民館の使用を中止したときは、速やかに委員会に連絡するものとする。 【基準】 根拠条文に同じ。			
標準処理期間	1日		
備考			
設 定 年 月 日	平成 27 年 7 月 1 日	最終変更年月日	平成 29 年 10 月 1 日